

介護医療院はな 運営規程

(介護予防) 短期入所療養介護

(事業の目的)

第1条 医療法人社団まこと会が開設する、介護医療院はな（以下「施設」という。）が行う介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の提供に当たって、その者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。

施設の従事者は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護医療院はな
- (2) 所在地 福山市野上町2丁目10番29号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する介護医療院サービスに係わる従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1名（常勤1名 管理者と兼務）
施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
入所者に対して医療の提供を行う。
- (2) 栄養士 1名（非常勤1名）
入所者に対して必要な栄養管理を行う
- (3) 看護師 5名（非常勤5名）
入所者に対して必要な看護の提供を行う
- (4) 准看護師 4名（非常勤4名）
入所者に対して必要な看護の提供を行う
- (5) 介護支援専門員 1名（非常勤1名）
入所者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う
- (6) 介護補助員 2名（非常勤2名）
入所者に対して介護の提供を行う

(入所者の定員)

第5条 空床利用型 介護医療院はなの定員6名以内（多床室1室・従来型個室2室）

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 (介護予防) 短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理の下における介護
- (4) 機能訓練及びその他必要な医療
- (5) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(利用料その他の費用)

第7条 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者からける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- | | | |
|----------|-------|----------|
| イ) 滞在費 | 多床室 | 370 円/日 |
| | 従来型個室 | 1640 円/日 |
| ロ) 食費 | | 1380 円/日 |
| ハ) 理・美容代 | 実費 | |

ニ) その他介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用は実費とする。

- ①健康管理費 (予防接種に係る費用等)
- ②日常生活費 (個人専用の家電製品の電気代、新聞等)

は別途、実費で徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明し支払いに同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの利用に当たって、次の事項に留意すること。

- (1) 利用者が各人の人格を尊重し、仲良くすること。
- (2) 利用者は施設の規則を遵守すること。

(苦情処理について)

第9条 常に入所者等の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人及び家庭等に対し適切な情報を提供することにより、苦情のない様に努める。

万一、苦情が発生した場合は院長、師長等の介護者にその旨を伝え易い様な環境整備と日常のコミュニケーションに努めると共に、その都度の身体事例については誠意をもって対処する。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する措置)

第11条 施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、次の必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者 管理者 西岡 智司
- (2) 成年後見制度の利用支援

- (3) 虐待等に関する苦情解決体制整備
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、
従業者が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (6) サービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、
速やかに市町村等に通報する

(その他運営に関する重要事項)

第12条 (1) 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持すること。また従業者の質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1月
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) その他の研修 随時

また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- (2) 医療機関併設型医療介護院であり、同一施設にある診療所の連携が確保されており、入所者が急変した場合に医師が速やかに診療を行う体制が確保されているため医師の宿直は置かない。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団まこと会と介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2023年5月1日から実施する。